

国民健康保険税率等のあり方について（答申）

府中市国民健康保険運営協議会

## 1 審議の経過

令和5年10月10日に府中市長から「国民健康保険税率等のあり方について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向や他市と比較した府中市の現状及び昨今の社会情勢を踏まえ、審議を行った。

## 2 審議の内容

### (1) 国民健康保険の状況及び府中市の現状について

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被用者保険等と比較し被保険者の所得水準が低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営の下、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

平成30年度の制度改正に伴い、共同運営を行っている東京都が策定した、東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

その中で、府中市においても国保財政健全化計画を策定しているが、今回事務局より提示された改定案の上げ幅で今後も2年ごとに税率改定を行った場合、一般会計からの法定外繰入金は令和24年度に解消する試算である。

### (2) 社会情勢等に関する状況と府中市の対応について

社会情勢に関して、日本銀行による生活意識に関するアンケート調査において、対象者の約95%は物価が上がったと実感しており、暮らし向きとして、ゆとりがなくなってきたとの回答も過半数を超えている状況である。府中市においては、この状況を受けて、令和5年9月に「コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策事業」の生活支援対策として補正予算を計上し、市議会で可決されるなど、市民生活への影響を考慮した対応を行っている。

### (3) 改定案及び審議に際しての意見

事務局から提示があった改定案は、保険税率及び賦課限度額の改定である。均等割額については、現在の社会情勢を鑑み、据え置いている。

委員からは、赤字解消や国保制度の安定のためには今後保険税率等を引き上げていくことはやむを得ないとの意見、国民健康保険と被用者保険で保険料（税）額計算時に算定基準が異なることで生じる被保険者の不公平

感を解消するべく課税の一本化を進めてほしいとの意見、26市における保険税率の比較を踏まえると税率改定は致し方ないとの意見、被用者保険でも、国民健康保険制度を維持するために多くの拠出金を国へ納付しているので、税率改定は致し方ないとの意見、今後、2年ごとに保険税率等を見直す際には、社会情勢等を踏まえ柔軟に対応してほしいとの意見、赤字解消の進捗管理を行い、本協議会で毎年報告してほしいとの意見、低所得者へ配慮しつつ、これからの財源確保を考えてほしいとの意見、若年被保険者の増税感は大きく、周知や不公平感の無いようにとの意見、現状の社会構造となり、見直しは必要不可欠との意見等があり、改定については、概ね肯定的であった。

その後、今回出た意見を踏まえて、会長と事務局により改定案の絞り込みを行うことを全会一致で了承した。

今回の審議内容及び会長と事務局の協議により決定した改定案に基づき、総合的な見地から審議し、次の結論に達した。

### 3 結論

府中市は、多摩26市内で比較すると、一人当たり所得は平均より高めだが、一人当たり保険税額は低く、一人当たり法定外繰入金が高い状況にあることから、府中市の国民健康保険財政の健全化に向けた税率等の見直しは避けられないが、物価高騰の影響等を勘案し、被保険者の負担増の影響は、最小限となるよう配慮する必要があるため、改定案に基づき、所得割率・賦課限度額については次のとおり改定し、均等割額については被保険者全員が対象であることから据え置くことが適当である。

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	計
所得割率	5.05 %	1.64 %	1.64 %	8.33 %
増減	+0.30 P	+0.16 P	+0.09 P	+0.55 P
均等割額	23,720 円	7,440 円	9,840 円	41,000 円
増減	0 円	0 円	0 円	0 円
賦課限度額	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
増減	0 万円	+2 万円	0 万円	+2 万円

### 4 付帯意見

- (1) 今後、2年ごとに保険税率等の見直しを検討する際には、赤字解消の進捗状況を踏まえ、低所得者の負担が重くなりすぎないように配慮するとともに、社会情勢の変化にも、柔軟に対応できるようにすること。
- (2) 次年度以降の本協議会において、国保財政健全化計画に基づく赤字解消状況の報告説明を行うこと。